

三冠王 Lite

企業向け火災保険 「企業財産包括保険追加特約(三冠王Lite用)付」 企業財産包括保険



あなたの会社を

さまざまなるリスクから

守ります。

火災

風災

水災

地震

地震による休業リスク



三冠王 Lite マイ *α*

津波

破損

汚損

盗難

富士火災の企業財産包括保険「**三冠王Lite**」は、火災だけでなく風災・水災などの自然災害や、盗難、破損・汚損等、さまざまなリスクを補償する火災保険です。

三冠王Lite おすすめプラン診断チャート

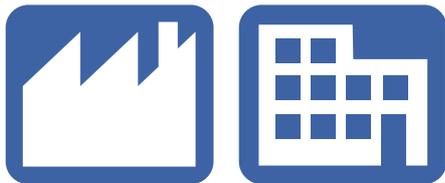
企業財産包括保険追加特約(三冠王Lite用)付 企業財産包括保険

5つのご契約

はじめに
ご確認ください。

- 保険の対象は
1建物または1建物に収容される
機械設備・什器備品、商品・製品などの
動産である。

※住宅のみに使用される「専用住宅」建物は対象外です。



はい

すべての
ご契約プランで以下の
補償が受けられます。

- 火災
- 落雷
- 破裂・爆発
- 風災、雹(ひょう)災、雪災
- 騒擾(じょう)・集団行動等
による破壊行為等
- 給排水設備に生じた
事故等による水濡れ
- 建物外部からの物体
の衝突等
- 盗難

いいえ



複数建物を
所有されている場合は **三冠王** をおすすめします!

詳細につきましては、「三冠王(企業財産包括保険追加特約(三冠王用)付企業財産包括保険)」パンフレットをご覧ください。

主な用語の説明

- 保険金額: 保険のご契約金額をいいます。
- 被保険者: 保険の補償を受けられる方をいいます。ただし、損害賠償請求権者および質権者を除きます。
- 再調達価額: 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
- 保険価額(時価): 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉、および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他美術品の場合は市場流通価額をいい、商品・製品等の場合は再仕入価額をいいます。なお、商品・製品等のうち、死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。
- 免責金額: お支払いする保険金の計算に当たって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
- 敷地内: 特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所とその場所に連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

保険の対象

企業が所有する事務所、工場などの1建物または1建物内収容の機械設備・什器備品、もしくは1建物内収容の商品・製品などの動産が保険の対象です。ただし、次のものは申込書への明記が必要です。明記がない場合には、保険の対象にはなりません。

- 基礎工事、門、塀、垣、物置、車庫
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、雛(ひな)型、鏤(い)型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの

次のものは保険の対象となりません。

- 家財
- 動物・植物
- 電車、機関車、客車、貨車等
- 航空機、船舶、その他これらに類するもの
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- テープ、カード等のコンピュータ用の記録媒体に記録されるプログラム、データ、その他これらに準じるもの
- 野積の動産
- リース・レンタル事業者が保険契約者となった場合のリースまたはレンタル品等の他人に貸与されまたは他人の占有管理下にあるもの

プランの中から、貴社のニーズに応じたプランをお選びいただけます。

左記以外で
必要な補償は
ありますか？

三冠王 Lite

おすすめプランはこちら!

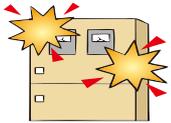
水災

洪水や土砂崩れ、ゲリラ豪雨などの心配はありませんか？



電氣的・機械的事故

建物に付帯された空調設備や電気設備の故障等の心配はありませんか？



不測かつ突発的な事故
(破損・汚損等)

落書きなどの心配はありませんか？



店舗総合保険※と同等の補償内容で契約したい

※店舗総合保険の詳細につきましては、店舗総合保険パンフレットをご覧ください。

地震・噴火・津波

地震・噴火・これらによる津波被害などの心配はありませんか？



すべて必要!

充実補償の
三冠王 Lite **A** プラン

水災のみ不要

三冠王 Lite **B** プラン

水災のみ必要!

三冠王 Lite **C** プラン

すべて不要

三冠王 Lite **D** プラン

三冠王 Lite 店総プラン

併用住宅

地震保険

詳細は P.4 で

専用店舗等

地震・噴火補償特約

(建物、設備・什器)

詳細は P.6 で

三冠王Liteは、貴社のご希望に応じて最適な

補償対象となる事故	①火災、落雷、破裂・爆発	②風災、雹(ひょう)災、雪災	③騒擾(じょう)・集団行動等による水濡れ、建物外部から
充実補償 Aプラン	○	○	
Bプラン	○	○	
Cプラン	○	○	
Dプラン	○	○	
店総プラン	○	○ (損害額が20万円以上になった場合)	

お支払いする損害保険金

お支払いする損害保険金とは別に以下の費用をお支払いします。

<p>臨時費用</p> <p>損害保険金が支払われる場合、損害保険金の30%(1回の事故につき1敷地内ごとに500万円限度)をお支払いします。さらに特約をセットすることにより1,000万円まで限度額を引き上げることも可能です。 (注)</p> <p>※特約をセットすることで補償の対象外とすることができます。</p>	<p>地震火災費用</p> <p>地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により一定の損害が発生した場合、保険金額の5%(1回の事故につき1敷地内ごとに一般物件の場合は300万円限度、工場物件の場合は2,000万円限度)をお支払いします。 (注)</p> <p>※特約をセットすることで補償の対象外とすることができます。</p>	<p>残存物取片づけ費用</p> <p>損害保険金が支払われる場合で、焼け跡の整理・清掃費用、リサイクル費用などが発生した場合、実費(損害保険金の10%限度)をお支払いします。 (注)</p>	<p>修理付帯費用</p> <p>損害保険金が支払われる場合で保険の対象となる建物などが損害を受け、その復旧にあたり必要かつ有益な費用を弊社の承認を得て支出した場合、実費(1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または5,000万円のいずれか低い額が限度、ただし居住部分の復旧に要した費用は対象となりません。)をお支払いします。 (注)</p>	<p>損害防止費用</p> <p>火災、落雷、破裂・爆発の事故で損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用(消火薬剤の再取得費用など)を支出した場合、実費をお支払いします。</p>
---	---	---	--	---

(注)店総プランの④水災では補償の対象外となります。

ご契約プランをお選びいただけます。

破壊行為等、給排水設備に生じた事故等の物体の落下・飛来・衝突等、盗難 ^(※)	④水災	⑤電氣的・機械的事故	⑥その他不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)
 通貨の盗難による損害は1事故1敷地内ごとに30万円、業務用預貯金証円または「設備・什器等」の保険金額のいずれか低い額を限度にお支払い 業務通貨、業務用預貯金証書の盗難による損害に限りません。また費用保険		 免責金額3万円 ※製造設備等は対象外となります。	 免責金額3万円
○	○	○ ※特約をセットすることで補償の対象外とすることができます。	○
○	補償されません	○ ※特約をセットすることで補償の対象外とすることができます。	○
○	○	補償されません	補償されません
○	補償されません	補償されません	補償されません
○ (商品・製品の盗難は補償の対象外)	△ (損害の程度により保険金の支払い方が異なります。詳しくはインプレット裏面をご覧ください。)	補償されません	補償されません

事故発生時の損害保険金のお支払い方法を変更することができます。

①電氣的・機械的事故、破損・汚損等
免責1万円

左記の⑤⑥の事故における免責金額を1万円に変更することができます。

②免責金額一律5万円

左記の①から⑥の事故における免責金額を一律5万円に変更することで保険料を割安にすることができます。

③風ひょう雪災損害20万円以上発生時
補償特約

左記の②の事故について損害額が20万円以上の場合に損害保険金を全額(保険金額限度)お支払いします。この特約をセットすることで保険料を割安にすることができます。

※ 損害額が20万円に満たない場合には損害保険金をお支払いできません。

④電氣的・機械的事故対象外特約

左記の⑤の事故を補償の対象外とすることで保険料を割安にすることができます。なお、保険の対象に「建物」が含まれていない場合は、この特約をセットしたご契約になります。

(注) ①と②は重複して適用できません。
③と④は重複して適用できません。
①②は店総プランにセットできません。
③④は店総プランに自動セットされます。

+ さらにプラス!

各種オプションを
補償内容に追加できます。

オプションの詳細はP.5・P.6で

プラス 保険の対象となる建物が店舗等との「併用住宅」の場合、地震保険もご契約ください。

地震保険

「三冠王Lite」では、地震・噴火・津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害は補償されません。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災(延焼・拡大も含みます。)、損壊、埋没、流失による損害だけでなく、地震等により延焼・拡大したことによって建物が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただけます。

※地震保険は、単独ではご契約できません。「三冠王Lite」にセットしてご契約ください。

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が1兆3,000億円(2016年4月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する1兆3,000億円の割合によって削減される場合があります。

建物の損傷の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の100%(時価が限度)
大半損	地震保険金額の60%(時価の60%が限度)
小半損	地震保険金額の30%(時価の30%が限度)
一部損	地震保険金額の5%(時価の5%が限度)

■保険の対象 建物(併用住宅)

■地震保険金額

建物の保険金額の30%~50%の範囲内で設定してください。ただし、他にご契約の地震保険を含め、5,000万円が限度となります。

■割引制度について

建物の免震・耐震性能に応じた保険料割引制度があります。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。なお、この割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間(ご契約期間)について適用されます。

- ①建築年割引:1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物の場合 **割引率 10%**
- ②耐震等級割引:住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合 **割引率 耐震等級に応じて10%・30%・50%**
- ③免震建築物割引:住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合 **割引率 50%**
- ④耐震診断割引:地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合 **割引率 10%**

(注)上記①~④の割引は重複して適用を受けることはできません。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

三冠王Lite 主なおすすめオプション

建物新価特約

お支払いする損害保険金は… 保険金額を限度に、新価(再調達価額)基準で算出した損害保険金をお支払いします。

<p>例えば</p> <p>再築費用 5,000万円</p> <p>時価 4,500万円</p>		<p>新価によるご契約の場合 新価特約をセット 保険金額5,000万円</p>		<p>お支払いする 損害保険金は 5,000万円</p>	<p>お支払いする 損害保険金で同等の 建物が再築できます。</p>
	 <p>全損</p>	<p>時価によるご契約の場合 新価特約をセットしない 保険金額4,500万円</p>		<p>お支払いする 損害保険金は 4,500万円</p>	<p>同等の建物の 再築には 自己負担が必要です。</p>

※この特約の対象は減価割合が50%以下の建物になります。

総合借家人賠償責任特約

テナントに
入居されている
場合におすすめ

火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れ、盗難または前記以外の不測かつ突発的な事故により、借用建物の戸室に損壊が生じ、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対し、保険金をお支払いします。

※補償対象となる事故を火災、破裂・爆発に限定した「借家人賠償責任特約」もお選びいただけます。

店舗賠償責任特約

事務所
小売店
料理飲食店用

申込書に記載の施設の所有、使用、管理または業務の遂行に起因する偶然な事故で、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。

※日本国内において生じた事故に限定します。
※水濡れ事故、被保険者の占有を離れた飲食物に起因する事故等による法律上の損害賠償責任は補償しません。

休業損失等補償特約

補償対象となる事故(P.3~P.4)で、保険の対象が損害を受けた結果、被保険者に生じた休業損失および収益減少を防止・軽減するために通常要する費用を超えて支出した費用に対して保険金をお支払いします。

また電気・ガス・水道・通信事業者の占有設備が対象となる事故によって損害を受けた結果生じた休業損失・営業継続費用に対しても保険金をお支払いします。

業務用通貨・預貯金証書 盗難補償限度額増額特約

申込書に記載の建物内収容の業務用通貨の盗難による損害は1事故1敷地内ごとに100万円、業務用預貯金証書の盗難による損害は1事故1敷地内ごとに1,000万円または「設備・什器等」の保険金額のいずれか低い額に限度額を引き上げて保険金をお支払いします。

※保険の対象が「設備・什器等」の場合にセットできます。



敷地内屋外設備・装置等特約

保険の対象が建物である場合に、補償対象となる事故(P.3~P.4)で建物が所在する敷地内の土地に定着している被保険者所有のすべての屋外設備・装置等に生じた損害に対して、1,000万円または建物保険金額の10%のいずれか低い額を限度にその修理費用に対して、保険金をお支払いします。

マンションオーナー向けオプション

※保険の対象となる建物が店舗等との「併用住宅」の場合のみ

家賃損害補償特約

補償対象となる事故(P.3~P.4)で、申込書に記載の建物に損害が生じ、その結果、家賃(*)の損失が生じた場合、予めお約束した復旧期間内に生じた家賃の損失に対して、保険金をお支払いします。

※家賃には、以下のものは含みません。
●水道、ガス、電気、電話等の使用料金
●権利金、礼金、敷金その他の一時金
●賄料



《特約をセットする場合のご注意》

被保険者が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、特約の補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

三冠王Liteなら、事業用物件の地震リスク※を補償できます。 (オプション)

※火災保険の主契約および地震保険では、専用店舗・工場建物、併用住宅収容の設備・什器等を補償することができません。

- 専用店舗・工場でも地震・噴火・津波による物損害を補償できます!
- 設備・什器等にも地震リスクの補償が可能です!
- さらに、地震・噴火・津波による休業損失も補償できます!

地震・噴火補償特約(建物、設備・什器)

地震・噴火・これらによる津波によって保険の対象が損害を受けた場合、地震の支払限度額を上限として保険金をお支払いします(免責金額があります。)



地震休業損失等補償特約

三冠王Lite^{アスファ}

事業継続計画
にフィット!

地震・噴火・これらによる津波によって保険の対象が損害を受けた結果生じた休業損失・営業継続費用を補償します(免責金額があります。)

また、電気・ガス・水道・通信事業者の占有設備の機能が地震・噴火・これらによる津波によって停止または阻害された結果生じた休業損失・営業継続費用に対しても保険金をお支払いします。

(地震)休業損失等補償特約の支払保険金

① **特約保険金額** × **休業日数**

復旧期間内の売上減少高に支払限度率(注)を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。

(注)最近の会計年度1年間の粗利益の110%の額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。

② **営業継続費用の額**

一回の事故につき500万円または営業継続費用の支出によって減少させることができた休業日数に特約保険金額を乗じて得た額のいずれか高い額を限度とします。

※地震休業損失等補償特約については、地震・噴火による財物(建物・什器等)の損害保険金と合算し、支払限度額をお支払いの上限とします。

地震休業損失等補償特約をセットするには、三冠王Lite基本契約に「休業損失等補償特約」、「地震・噴火補償特約(建物、設備・什器)」をセットしていただく必要があります。これら全てをセットしたものを「三冠王Lite^α」といいます。

地震・噴火系特約にかかわる支払限度額・免責金額

地震・噴火補償特約(建物、設備・什器)、地震休業損失等補償特約の両方をセットする場合は、両方合算して下記に定める支払限度額をお支払の上限とします。

①支払限度額(1事故・保険期間中共通)

500万円、または1,000万円以上1億円以下の1,000万円単位で設定します。

②免責金額

支払限度額の2%(支払限度額が5,000万円以上の場合は、支払限度額の10%を選択可能)

保険期間

1年契約のみとなります。

ご契約条件

- 1981年6月以降に建てられた「建物」またはその建物に収容される「設備・什器等」が保険の対象となります。
- 住居部分がある建物をご契約の対象とはなりません。(家計分野の地震保険の対象となります。ただし、保険の対象に建物がない場合は、設備・什器のみを保険の対象とした地震補償のご契約が可能です。(例:テナント入居事業者))
- 木造建物はご契約することができません。
- 保険の対象に、既に発生した地震・噴火・津波による損害が発生している場合は、修復が全て完了していないとご契約できません。

お支払いする損害保険金

①火災、落雷、破裂・爆発②風災・雹(ひょう)災・雪災③騒擾(しょう)・集団行為等による破壊行為等、給排水設備に生じた事故等による水濡れ、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等、盗難④水災⑤電氣的・機械的事故※⑥その他不測突発的な事故(破損・汚損等)
※補償の対象となる機械設備は、空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火設備等建物の機能を維持するための機械設備および敷地内に設置されたユーティリティ設備です。製品の製造設備等は補償の対象となりません。詳しくは、「ご契約のおしり」をご確認ください。

a. 保険金額 ≥ 保険価額 × 80% の場合

損害保険金 = 損害額 - 免責金額 (保険金額が限度)

b. 保険金額 < 保険価額 × 80% の場合

損害保険金 = 損害額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 80\%}$ (保険金額が限度)

(注) 明記した宝石・貴金属類の盗難は、1回の事故について1個または1組ごとに100万円が限度となります。

- お支払いする保険金の種類は、ご契約プランにより異なります。
- 店総プランの場合の④水災の損害保険金のお支払い方法は右記の通りとなります。
- 他の保険契約から保険金が支払われる場合など、費用保険金のみをお支払いすることもあります。

業務用通貨・預貯金証書の盗難

1回の事故につき1敷地内ごとに、通貨は30万円、預貯金証書は300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度となります。

店総プランにおける④水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等)により損害を受けた場合

a. 保険の対象となる建物に保険価額の30%以上の損害が発生した場合

損害保険金 = 保険金額 × $\frac{\text{損害額}}{\text{保険価額}}$ × 縮小割合 (70%)

(上記算式で、保険金額が保険価額を超える場合は、保険金額は保険価額とします。)

b. 建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、次の損害が生じた場合

- ・ 建物の損害額が保険価額の15%以上30%未満の場合
損害保険金 = 保険金額の10% (1回の事故につき1敷地内ごとに300万円限度)
 - ・ 建物の損害額が保険価額の15%未満または設備・什器等、商品・製品等に損害が生じた場合
損害保険金 = 保険金額の5% (1回の事故につき1敷地内ごとに150万円限度)
- (注) 1敷地内での同一事故による上記b.の損害保険金は合算して300万円が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者の故意、重大な過失、法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動によって生じた損害
- 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害
- 風災・雹(ひょう)災・雪災によって生じた次の保険の対象の損害
ア. 仮設の建物およびその収容動産、ゴルフネット、建設中の屋外設備装置
イ. 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置ならびに海上に所在する設備・装置
- 保険の対象の欠陥、自然の消耗、劣化、ボイラスケール、変色、さび、かび、腐食、ひび割れ、はがれその他の類似の事由、またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- 不測かつ突発的な事故のうち、次のいずれかに該当する場合
ア. 差押え・没収等公権力の行使によって生じた損害
イ. 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害 (機能停止

- による損害を含みます。)
- 詐欺、横領、紛失、置き忘れ、不注意による廃棄、万引き、検品や梱包しの際の数量不足、受渡しの過誤等の事務的・会計的な間違い等によって生じた損害
 - 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化によって生じた損害
 - 液体、粉体、気体等の汚染、他物の混入、化学変化、純度の低下等の損害
 - ご契約者、被保険者の所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触によって生じた損害 (建物に定着した板ガラスの損害を除きます。)
 - 火災などの事故の際の紛失・盗難によって生じた損害
 - 電力停止または異常な供給によって商品、原材料に生じた損害
 - 土地の沈下・隆起等によって生じた損害
 - 冷凍(冷蔵)物について冷凍(冷蔵)装置の故障、変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害 (装置が故障、変調もしくは機能停止となった原因が保険金をお支払いする事故の場合でもお支払いできません。)

ご契約に際してご確認いただきたい事項

- 保険期間(ご契約期間): 原則として1年間となります。なお、一部の特約をセットした場合を除き、2~10年の整数年とすることも可能です。実際にご契約いただく保険期間については、申込書をご確認ください。
- 保険金額: 実際にご契約いただく保険金額は申込書をご確認ください。また建物のみのご契約では動産(設備・什器等、商品・製品等)の損害は補償されません。動産を補償するためには建物とは別に所定の設定単位ごとに保険金額を設定してご契約ください。なお、保険金額は再調達価額または時価を基準に、過不足なく設定することをおすすめします。
- 保険料: 保険料は保険金額、保険期間、建物の所在地・構造、用途等により決定されます。また、実際にお支払いいただく保険料については、申込書をご確認ください。なお、保険料払込みに関する特約をセットした場合を除いて、保険料は、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故

- による損害に対しては保険金をお支払いできません。
- 満期返れい金、契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
 - 解約返れい金: ご契約を解約される場合は、取扱代理店・営業社員にご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過期間に対して所定の保険料を返還または請求させていただくことがあります。
 - 告知義務等: ご契約者または被保険者となる方は、ご契約締結の際、申込書に記載された危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める事項(告知事項)についてご回答いただく義務(告知義務)があります。ご契約者または被保険者の故意や重大な過失によって、告知事項について事実をお申出いただかなかった場合や、事実と異なることをお申出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご確認ください。

ご契約後にご留意いただきたい主な事項

- 通知義務等
ご契約者または被保険者は、ご契約後、告知事項のうち以下の項目(通知事項)に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターに通知していただく義務(通知義務)があります。
・ 保険の対象の所在地
・ 建物の柱の種類・耐火性能区分、面積
・ 建物の用法(店舗・事務所等)
・ 建物内で行われる職業の種類
ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただけ

- なかった場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約者の住所が変更となる場合や、建物などを売却・譲渡等する場合も、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご通知ください。詳しくは、重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご確認ください。
- 事故発生時の対応
ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターにご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることや、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

<p>商品・契約内容に関するお問い合わせは… 富士火災 お客さまセンター 0120-228-386</p> <p>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日: 午前9:00~午後6:00 (年末年始を除きます。) ●土日祝: 午前9:00~午後5:00 (除きます。)</p>	<p>事故の受付・ご相談は… 富士火災 セイフティ24コンタクトセンター 0120-220-557</p> <p>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。 24時間・365日 受け付けております。</p>	<p>ご不満・ご要望のお申し出は… 富士火災 お客さまの声室 0120-246-145</p> <p>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日: 午前9:00~午後7:00 (年末年始を除きます。)</p>	<p>弊社との間で問題を解決できない場合は… 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808</p> <p>*PHS・IP電話からは03-4332-5241 ●平日: 午前9:15~午後5:00 (12月30日~1月4日を除きます。) ※電話料金はお客さま負担となります。</p>
---	--	---	---

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」をセットした場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届の住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っています。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせは

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL.03-5400-6000(大代表)
http://www.fujikasai.co.jp/

